

珠事錄

中

02
2
7-2

兩人也切腹申渡唯太昂兵衛前主本外記以此時太昂兵衛又之唯カ家末始ニ内證同日唯唯氏乃座敷手注兵衛之知セタリト云庭ニテ切腹此時之同道也右兩人之切腹乃合見更
 十儿事忘前申サレサリシト云阿吉
 一檢使大嶋五郎兵衛河瀬八右衛門亮晴
 一庄兵衛年餘十五歳ト云
 一半兵衛ヲ討し時ハ初太刀ヲ西ニ切カクルト
 之是ハ親ノ圍石衛門カ教シ太刀ノト云
 小子宗ニ古器ニハ服部氏ノ宅ハ御所村ト云
 藏屋敷ニ載セリ

元禄四年辛未

元禄五年壬申

當年朝鮮人渡来于竹嶋

米子藩町大屋より船ハ仙蔵ノ如ク三月廿七日竹嶋ニ着岸シケル是時
 異國人ト来リ艸ナリ全程形ト居ケル傳ト其申二人道詞アリ是東
 由乳洞スレテ難川ニ遭漂着セシ所ト云ク此方ノ者ハ元來此嶋ニ我從
 公更代々統領致シ毎年通船スル嶋ナレバ疾々出去ヘト諭申ケルハ
 又ハ船破損セシ故取繕早速帰帆スレト云此処ノ處高直ニ無官先末證候ノ
 為唐人ノ笠綱頭中答ウ取テ直ニ帆ヲ完テ四月五日米子ノ船着セリ
 渡海最初日ノ是ハ十一年未終ニ唐船ノ来ルニ並下記セリ

本村録

十二月十九日岩越次郎兵衛宅出火

十九日今晩岩越次郎兵衛家出火晨明ニ靜止臺所ノ屋根焼失
二間四方程ナリ自夜前味噌格(其余火竈ノ皆ノ古キ枕木付但し

五月四日伯列米子大屋之船頭所捕來之朝鮮人
二名來于本府也後送還于長崎

大屋が船頭九高兵衛ハ二月下旬米子ヲ發船シ四月十七日竹嶋ハ着私
ニケルニ當リ去々ノ如ク異國人渡來一群落シテ海獵セシ故茲百
ナリニ力使ラリテ異國人西人此方ノ船ニ乗移ラセ直ニ此方ニ
亦七日米子ニ歸船入件ノ里客リハ當カ大屋が船頭入道其府迄
此由注進申上ケレハ召寄リ加成加藤備前守門尾官忠兵衛等
付添五月四日町會所ニ來リ詳シク口宣シテ公儀ノ事變ニ相
成リテ裁許ニ依テ以後長崎表ニ送還サレタリ其後七年八年ニ
過形致シ侍レテ殊多人致渡來シ強テ着岸シテハ危難トモ可及

形勢相成
形勢ナシハ西年凡道ニ歸船致セシトク同九年ニ至リ巡 公儀竹嶋
渡海禁止被仰出ケル改西家ノ者尼ハ八十年來相續ノ產業ヲ致シ
大ニ營成シ及ニ依之回上ニ旨ヨリ十六年道江テ入出付シテ種々敷
訴申上レカ凡終リテ許答ナリ今ニ癩癩ニ致セテ
庶人御人ノ御通シヤレ

通シ 各戸ニハコナリ 年四十三

各トクテハ 庶人御人ノ御通シヤレ

在在御人ノ御通シヤレ

三界のやうくわたり 船中より中や格とては作付何と
中格のハキももを多々年々多々作付何と多々格と
中格のハキももを多々年々多々作付何と多々格と
庶人御人ノ御通シヤレ 庶人御人ノ御通シヤレ
アシヘコナリ札

表ノ文字

東

弘齋卜年三十三長四

尺一寸面鉄并斬生之疋毎

菜

主京屋吳忠秋

表ノ文字

庚釜山佐自川一里

焼系多

午第十四虎三戸

トウ入札

表ノ文字

庚青魯島里

糸十二辰

午五糸

焼系多

表ノ文字

山

三十五

朴於屯

山

於四千

元禄九年丙子

六月六日朝鮮國之使船着岸、于青屋

十日朝鮮國ノ使者十人來苗先日注進有之山崎主馬平井甚右衛門
見而三行昔屋來苗由三十一昨日喜多村八兵衛ノ破旗方者召連
行ノ由也

十二日朝鮮人加呂ニテ来ル由

七月十七日朝鮮人今日吉嶋ニ被遣

因隱志筆記之部也

朝鮮人名如左

三品堂上トシノ

安同知

金吾僧將釋氏

憲判事

進士軍監

李禪將

帶率

金禪將

金沙江

舟番ニ

刈格率

水主ナリ

釋氏帶率僧

淡法主

エケワイ

習化主

エニウリ

律化主

ミンサキ

責化主

以上十一人

此書ハ昔屋ノ茶屋トシテ

今所持ス外七枚アリ男之

次ノ秘藏ニ右同新

秋來

越前奉書

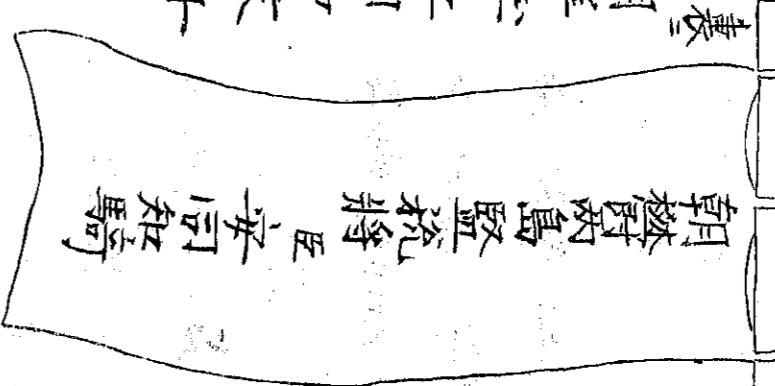
見月

文字六七寸

多飯思

朝鮮花田李進士書

朝鮮國 舟師知狀申



起船尾見盛稲
又飯古鄉恩農時

因情具大略云元祿九年六月五日朝鮮人土人等
取青屋ノ津へ着又是ハ先達大屋カ方ヨリノラ
竹嶋へ渡シテ朝鮮人二人ヲ連飯ノ子細鳥舟
新ケレバ高草郡湖山ノ青島ニ放置置玉テ其内
一人ノ名ヲアヒヒチヤドク入イタケルトト其トシテ

此度日飯下サレト云新詔ニ来レリナリト云 小舟 梅 自朝鮮國當藩へ通船
セシ又下今ノ放ラ子細鳥船ヲハ竹嶋一許ノ島ナク欲 節 堂 幸 竹 嶋
渡海停止被仰出然也 此件 大府参照ニ見サレテ不審 故 一人 異國人ヲ青嶋へ留置
ルハトテモ諸方ノ不見 亦西人ノ名ヲ連續シテ一人ノ名ト云前嶋ヲ云クシテ

度ヲ渡シ詔レテ故是近留之通レリト云云 且 不 審 國圖ニハ加度 異 各 二人ノ所
用 舟 来リ 後 長 崎 へ 送リ 因 情 詳 申 可 也

。因情云事談云元祿九年 朝鮮船一艘青屋灘 若セレトト連ケレバ

太守公早速 傳者建氏ヲ出シ玉々筆談アリケリ 同船工人ノ頭名也者

姓名ヲ李シシト云 本傳 中 船 名 包 有リ 主 舟 嶋 へ 飯 屋 作リ 玉 々 筆 談

船ナリ被補し後ハ府下町日用場ニ来リ其後長崎へ送リ運シ玉々 島 勇

大畧ノ小ノ母 右ノ李シシ本書不傳ト記ス因情云詳ニ云々ト云 進士ハ各々

徐 録云亦漂客ノ如クニ記載ナルハハ 此 船 等 七 海 上 へ 送 還 せ ら せ 玉 々 筆 談

。傳談云加路東禪寺ヨリ異國人ヲ渡シセシト云云此時ナルハハ 不 審

正月亦八日 政府令府君禁止 於大屋村川等渡海
于竹嶋
御奉書之云如左

先年松平新を帝因列伯列伯永ノ帝
お向ノ伯列ノ島ノ町ノ村川市ノ橋
大屋島行渡ノ海用ニ各々ノ新

治修白度行爲口海海... 御祈...
中... 御祈...
忍... 御祈...

西月廿八日

古... 御祈...
千... 御祈...
巧... 御祈...
古... 御祈...

松平伯耆守殿

十二月二日佐橋助太夫植村又太夫内門

六日去... 九日佐橋助... 於... 寺... 兵衛宅... 京銀... 之... 證... 有... 之...
二日... 仕方不調法... 思... 召... 之... 由... 三... 内門被仰付... 植村又太夫... 於... 江戶...
佐屋敷... 令... 宿依... 之... 出... 内門被仰付... 役... 取... 上... 之...

十四日南條福原木戸瀧山高橋今井... 殿南田中等

御咎之各輕重有之西村大谷西士御故免

十日昨日南條喜右衛門内殿... 後... 不調法... 思... 召... 之... 福原... 高... 在... 内門... 追... 放...
九之國... 内殿... 役... 勤... 万... 不... 届... 思... 召... 由... 木... 戸... 八... 右... 内門... 追... 放... 九... 之... 國... 内殿... 追... 放...
六右... 内殿... 九... 之... 國... 内殿... 役... 勤... 万... 不... 届... 思... 召... 由... 木... 戸... 八... 右... 内門... 追... 放... 九... 之... 國... 内殿... 追... 放...
大右... 茂... 左... 内殿... 九... 之... 國... 内殿... 役... 勤... 万... 不... 届... 思... 召... 由... 木... 戸... 八... 右... 内門... 追... 放... 九... 之... 國... 内殿... 追... 放...
寝番不出... 故... 内門被仰付... 由... 之...